

田辺市総合事業単位表(第1号訪問事業)
指定相当訪問型サービス(独自) サービスコード表

要綱第4条第1項第1号

コード表		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	2411	訪問型独自サービス費21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		287単位	1回につき	
A2	2511	訪問型独自サービス費22	(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		179単位
A2	2621	訪問型独自サービス費23			(二) 所用時間45分以上の場合		220単位
A2	1411	訪問型短時間サービス	事業対象者・要支援 1・2 主に身体介護を行う場合。22回まで算定可能		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 ※生活援助従事者研修の修了者が身体介護を行った場合には算定しない。		163単位
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		▲3単位		
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2	(2) 生活援助が中心である場合		(一) 所用時間20分以上45分未満の場合		▲2単位
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所用時間45分以上の場合		▲2単位
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		▲2単位		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	所定単位数の 1 0 %減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2	所定単位数の 1 5 %減算		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3	所定単位数の 1 2 %減算		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		
A2	8002	特別地域加算	所定単位数の 1 5 %加算			1回につき	
A2	8102	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 1 0 %加算				
A2	8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5 %加算				
A2	4001	初回加算	200単位加算 (1月)		200単位	1月につき	
A2	4003	生活機能向上連携加算	①生活機能向上連携加算 (Ⅰ) 100単位加算 (1月)		100単位		
A2	4002		②生活機能向上連携加算 (Ⅱ) 200単位加算 (1月)		200単位		
A2	6102	口腔連携強化加算	1回につき 50単位加算 (1月に1回を限度)		50単位		
A2	6269	介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)		所定単位数の 245 /1000 加算		
A2	6270		(2)介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)		所定単位数の 224 /1000 加算		
A2	6271		(3)介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)		所定単位数の 182 /1000 加算		
A2	6380		(4)介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)		所定単位数の 145 /1000 加算		
A2	6381		(5)介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (1)			所定単位数の 221 /1000 加算
A2	6382			(二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (2)			所定単位数の 208 /1000 加算
A2	6383			(三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (3)			所定単位数の 200 /1000 加算
A2	6384			(四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (4)			所定単位数の 187 /1000 加算
A2	6385			(五) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (5)			所定単位数の 184 /1000 加算
A2	6386			(六) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (6)			所定単位数の 163 /1000 加算
A2	6387			(七) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (7)			所定単位数の 163 /1000 加算
A2	6388			(八) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (8)			所定単位数の 158 /1000 加算
A2	6389			(九) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (9)			所定単位数の 142 /1000 加算
A2	6390			(十) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (10)			所定単位数の 139 /1000 加算
A2	6391			(十一) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (11)			所定単位数の 121 /1000 加算
A2	6392			(十二) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (12)			所定単位数の 118 /1000 加算
A2	6393			(十三) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (13)			所定単位数の 100 /1000 加算
A2	6394			(十四) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅴ) (14)			所定単位数の 76 /1000 加算
		注 「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目					

令和6年5月末で廃止または終了するサービスコード

コード表		サービス内容略称
種類	項目	
A2	6278	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
A2	6279	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）
A2	6281	介護職員等ベースアップ等支援加算